

令和6・7年度 筑前町競争入札参加資格審査申請について

(建設工事 要領)

令和6・7年度に筑前町が発注する工事請負について、競争入札に参加を希望する方は、下記の要領に基づき、競争入札参加資格審査申請をしてください。

また、提出された書類等の電子ファイルについて、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご注意ください。

なお、申請書提出は競争入札会への参加を約束するものではありませんのでご了承ください。

記

1	受付期間	<p>令和6年1月12日(金) から 令和6年2月2日(金) まで 電子申請サイトは、期間中 24 時間利用できます。 ※ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。</p>	
		注意事項	<p>1.書類不備等による再審査の場合については、2月9日(金) 17時までに再申請してください。 2.期間後の受付は一切行いません。</p>
2	提出方法	<p>電子申請（紙での申請は行いません。）</p>	
		事前準備	<p>1.申請にあたっては、要領及び外部リンクの電子申請の操作マニュアル等をご覧ください。 2.電子申請を利用するためには以下の環境が必要になります。 ・インターネット環境 ・Windows パソコン ・メールソフト ・Excel2007 以降 ・ブラウザの最新バージョン (Microsoft Edge、chrome) 3.申請書はホームページからダウンロードし、必要事項を記入しておいてください。※申請書はエクセルファイルのまま保存しておいてください。 4.その他の提出書類（納税証明書、印鑑証明書等）は PDF 化しておいてください。</p>
		電子申請	<p>1.初めてのの方は、最初に利用者登録をしてください。 ※他の自治体で同システムをご利用の方は必要ありません。 2.電子申請システムにログイン、申請する自治体を選択してください。 3.申請区分を選択して、申請書をアップロードして下さい。 4.申請書のアップロード後は、提出書類をアップロードしてください。 5.提出書類のアップロードが終わったら、「この内容で申請する」ボタンをクリックで申請を完了してください。 ※まだ、この段階では申請は完了していません。後日、審査結果のメールが届きます。審査結果が承認された時点で申請は完了となります。</p>

3	有効期間	競争入札参加資格の有効期間 <u>令和6年4月1日</u> から <u>令和8年3月31日</u> まで
4	受付場所 問合せ先	〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地 筑前町役場 本庁舎 3階 財政課 管財係 電話番号 0946-42-3111 (代表) 0946-42-6602 (財政課直通) FAX 番号 0946-42-2011

I. 申請者の資格

建設工事競争入札参加希望業種一覧表（申請書に記載）に掲げる業種を事業として営む法人又は個人。令和6年1月1日現在有効の建設業の許可及び経営規模等評価結果を受けている者。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
- (3) 国税（法人税又は個人にあっては所得税及び消費税並びに地方消費税）、及び市町村税を完納していない者。
- (4) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者。
- (5) 建設業法第27条の23による経営に関する事項の審査を受けていない者。

<参考>

地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- ⑥ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

<用語・略語>

申請者	法人にあっては本社の代表者。個人事業者にあっては代表又は事業主。
委任	本申請要領及び申請書中の委任又は年間委任とは、入札参加資格の有効期間を通して、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等（委任状の委任事項を参照のこと）の権限を、前述申請者から代理人（ここでは受任先の支店長・営業所長等）に委ねること。
技術者	建設業法第7条第2号イ・ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されているもの（法人の場合においては常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

II. 提出書類一覧及び記入要領（建設工事 関係） ※記号の意味 ◎：必須、△：必要に応じて提出

番号	書類名	必要度	データ形式	要領・補足等
1	令和6・7年度 筑前町建設工事 競争入札参加資格審査申請書	◎	Excel	<p>(1) 申請者は法人又は個人事業者の本社の代表者とし、主たる営業所（本社）情報を入力すること。</p> <p>(2) 業務委任を受けた支店・営業所等（委任状有）がある場合は、契約する営業所情報を入力し、委任状の受任者欄及び使用印鑑届の使用印鑑欄に押印したもの（使用印）を使用すること。</p> <p>(3) 申請に提出しようとする「経営規模等評価結果通知書」及び「建設業許可証明書」を基に、入力項目欄を入力すること。</p> <p>(4) 業種情報の「希望・順位」欄は、<u>最大4業種</u>まで選択し、指名を希望したい順に番号を選択すること。</p> <p>(5) 評価予定・取得予定の業種を登録希望業種としたい場合、入札参加資格有効期間の開始日までに経営規模等評価結果通知書に掲載予定である、許可取得予定である時は、それぞれの申請書を基に入力項目欄を入力するとともに、その写し（確認済のものに限る）を添付すること。</p> <p>(6) 「常勤職員数」欄は最新の「経営規模等評価結果通知書」の基礎となった数を使用すること。又は提出日直近の日であって申請者独自に把握した人数を使用すること。</p> <p>(7) 「工事種別」欄は、業種名で判断できない、又は実績が多い分野、工種、工法を入力すること（例交通安全施設工事、PC橋上部工事、堰・水門工事、空調設備工事など）。</p> <p>(8) 「職員（資格者）の人数」欄は同一資格で一級と二級を併せ持つ場合、一級だけの人数を入力すること。</p> <p>(9) その他、申請書内の注意書きを参照すること。</p> <p>(10) 男女共同参画推進状況報告書の内容が入札参加資格審査に影響するものではないので、ありのままに入力すること。</p> <p>(11) 報告書の内容に関する問合せは、直接、企画課コミュニティ・男女共同参画係へ行うこと。 （直通電話 0946-42-6603）</p>
2	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	◎	PDF	<p>(1) 審査基準日が最新のものの。</p> <p>(2) 総合評定値（P）欄に点数が記載されていること。</p> <p>(3) 更新中の場合は、前回の通知書を添付すること。</p>

番号	書類名	必要度	データ形式	要領・補足等
3	建設業許可証明書	◎	PDF	<p>(1) 申請書提出日現在、有効な許可について、建設業法第3条第1項の規定による許可証明書の写しを提出すること。</p> <p>(2) 登録希望業種が許可されていることが明記されていること。</p> <p>(3) 許可更新中のものは、更新手続き済みであることが確認できる書類（更新申請書で受付印のあるもの、「建設業の許可について（通知書）」、「許可確認（証明）願」等）を提出すること。</p>
4	営業所一覧表 (様式第1号)	△	PDF	<p>(1) 自社様式でも可。</p> <p>(2) 本社のみの場合は不要。</p>
5	委任状 (様式第2号)	△	PDF	<p>(1) 入札参加資格の有効期間を通して、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を申請者から代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合は、この様式を提出すること。</p> <p>(2) 代理人（受任者）への委任がない場合は、提出不要。</p> <p>(3) 委任状への押印には委任者（申請者）は「実印」を、委任を受けた者（受任者）は「使用印」を使用すること。</p> <p>(4) 他の様式（自社様式含む）でも可。ただし、様式第2号の委任事項等が盛り込まれていること。</p>
6	使用印鑑届 (様式第3号)	◎	PDF	<p>(1) 「使用印鑑」欄には、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の際に使用する印鑑を押印すること。スタンプ式印鑑（シャチハタ）は使用できません。</p> <p>(2) 受任者を置いた場合（前段【番号5・(1)】参照。）は、「使用印鑑」欄には委任状に押印した受任者印と同じものを使用すること。</p> <p>(3) 法人で丸印に会社名・代表者（受任者）名が含まれる場合は、丸印のみを押印（使用）すること。</p> <p>(4) 個人事業者の場合は、会社印（角印）は使用しないこと。</p>
7	印鑑証明書	◎	PDF	<p>(1) 申請書の提出日から起算して前3か月以内に発行されたもの。</p> <p>(2) 法人は法務局にて、個人事業者は代表者の住所地がある市区町村が発行したもの。</p>

番号	書類名	必要度	データ形式	要領・補足等
8	技術者経歴書 (様式第4号)	△	PDF	<p>(1) 自社で雇用している技術者について記載すること。指定項目を満たしていれば自社様式でも可。</p> <p>(2) 提出する経営規模等評価結果通知書が最新のものであれば、提出は不要。</p> <p>(3) 受任地がある場合は、受任地に所属した技術者のみでも可。</p> <p>(4) 登録希望業種毎に作成し、異なる業種の資格を併せ持つ技術者は、業種毎に別々に記載すること。</p> <p>(5) 監理技術者の資格を持つ者は、「法令による免許等」欄に併記すること。</p> <p>(6) 技術者数が経営規模等評価通知書で確認できない資格・認定等を保有する場合は、「実務経歴」欄に資格名・認定等を記載し、資格者証・認定証の写しを添付すること。</p> <p>(7) その他様式第4号の注意書きを参照すること。</p> <p>(8) 記載例として、次のような記載(括弧『』書き)をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道工事における(社)日本下水道管渠推進技術協会認定は、『推進工事技士』 ・下水道工事における日本下水道事業団技術検定は、『第2種技術検定』
9	経営規模等評価結果通知書で確認できないものは、資格者証・認定証の写し	△	PDF	<p>(1) 競争入札参加資格審査申請を行うにあたり、記載内容等が経営規模等評価通知書と比し、変更・追加・修正等ある場合、資格者証・認定証の写しを添付すること。</p> <p>(2) 【番号8・(6)】と一致すること。ただし、写しの添付は1部のみ。</p>
10	工事経歴書 (様式第5号)	◎	PDF	<p>(1) 登録希望業種毎に作成すること。指定項目を満たしていれば自社様式でも可。</p> <p>(2) 「税込・税別」については、該当するものに○を付すこと。</p> <p>(3) この表には、申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未完工事」という。)を請負代金が高額な順に最大10件まで記載すること。</p> <p>(4) 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には、当該下請工事の名称を記載すること。</p> <p>(5) 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。</p> <p>(6) 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記載すること。</p> <p>(7) 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施行中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。</p> <p>(8) 「請負代金の額」欄中、「うち()千円」欄には共同企業体による自社分を計上すること。</p>

番号	書類名	必要度	データ形式	要領・補足等
11	納税証明書（国税）	◎	PDF	<p>(1) 法人は、【納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）】を提出のこと。</p> <p>(2) 個人は、【納税証明書（その3の2「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）】を提出のこと。</p> <p>(3) 前各号いずれも、管轄の税務署で取得できます。</p> <p>(4) 申請書の提出日から起算して前3か月以内に発行されたもの。</p>
12	滞納のない証明書（市町村税）	◎	PDF	<p>(1) 市町村税（市町村民税・固定資産税・法人市町村民税・軽自動車税など）すべてについて滞納がないことを証する、「市町村税を現在滞納していない証明書」を提出すること。ただし証明書の名称は市町村によって表現が異なるので、市町村長が証する滞納がないことが確認できるものであればよい。</p> <p>(2) 納税証明書を提出する場合は、課税されているすべての税目の過去2か年度（前年度・申請年度）分を提出すること。</p> <p>(3) 委任状がある場合は、受任地となる所在地のものを提出すること。</p> <p>(4) 申請書の提出日から起算して前3か月以内に発行されたもの。</p>
13	履歴事項全部証明書（法人） 身分証明書（個人）	◎	PDF	<p>(1) 法人は管轄の法務局発行の「履歴事項全部証明書（※現在事項全部証明書でも可）」を、個人は本籍地のある市町村発行の「身分（身元）証明書」を提出すること。</p> <p>(2) 申請書の提出日から起算して前3か月以内に発行されたもの。</p>

Ⅲ. その他の注意事項（建設工事 関係）

- 1.申請書中 G.業種情報の「希望・順位」についてはあくまで希望調査であるので、希望に添いかねない場合もあるので留意のこと。
- 2.建設業法第 27 条の 23 の規定により、経営事項審査の有効期限が切れた者は公共工事を請け負うことができない。
- 3.申請事項に変更が生じた場合は、変更申請を速やかに行うこと。
- 4.書類に不備がある場合は受付できません。再申請又は不備書類の提出の場合は申請期限までに行うこと。

以上